

松江市監査委員告示第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により、令和 6 年 12 月 24 日付け松江市監査委員告示第 11 号で公表した松江市財政援助団体等監査の結果に基づき、松江市長から措置等を講じた旨の報告がありましたので、次のとおり公表します。

令和 7 年 2 月 10 日

松江市監査委員 三 島 康 夫

松江市監査委員 安 来 弘 喜

松江市監査委員 川 井 弘 光

措 置 報 告 書

監 査 結 果	措 置 状 況
1. 松江市土地開発公社 (団体に対するもの／財政課) (1) 事業用土地賃貸事業においては、賃貸収入を主要な財源とし、この土地にかかる長期借入金を償還している。引き続き貸付先の経営状況を定期的に調査、確認し安定経営に努められたい。	1. 松江市土地開発公社 (1) 事業用土地賃貸事業の安定経営のため、貸付先の経営状況の把握を徹底するよう指導しました。
2. 株式会社 松江ガスサービス (団体に対するもの／ガス局総務課) (1) 業務上の必要があり社員が預かる小口現金は、日常の管理が社員に委ねられている。事故防止・不正防止の観点から、管理方法や確認頻度などの改善を検討されたい。	2. 株式会社 松江ガスサービス (1) 社員が預かる小口現金の管理方法について、現金収受の都度精算と合わせ、チェック表により月次の残高確認を行う方法へ改善されたことを確認しました。今後もより一層、事故防止策・不正防止策を講じるよう指導しました。